

栄光病院受診の患者様へ

【医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の施設基準にかかる実施状況】

（当院では、標記の件に関して2024年（1月から12月）下記の通り実施しています）

1. 手術の実施に際しては、次の事項を遵守しています。

- ア. 手術（医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む）に掲げる手術を含む当該保険医療機関において実施する全ての手術）を受ける全ての患者に対して、当該手術の内容、合併症及び予後等を文書を用いて詳しく説明を行い、併せて患者から要望のあった場合、その都度手術に関して十分な情報を提供いたします。
- イ. アにより説明した内容について、患者に文書（書式様式は任意）で交付するとともに、当該交付した文書を診療録に添付しています。
- ウ. 胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術を行う際は、十分な経験を有する医師が配置され、速やかに開胸手術や開腹手術に移行できる体制を整えて実施いたします。

◆区分1に分類される手術

	手術名	件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼等	0

◆区分2に分類される手術

ア	靱帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮付属器悪性腫瘍等手術等	0

◆区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍等手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

◆区分4に分類される手術

K 6 5 5 - 2	腹腔鏡下胃切除術	0
K 6 7 2 - 2	腹腔鏡下胆嚢摘出術	0
K 7 1 9 - 3	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	0

◆その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術	0
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈、大動脈パルス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び対外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

※なお、当院では同種死体腎移植術等（移植用腎採取術（生体）、腹腔鏡下移植用腎採取術（生体）、同種死体腎移植術及び生体腎移植術をいう。）の実施に当たっては、臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）、世界保健機関「ヒト臓器移植値に関する指針」、国際移植学会倫理指針、日本移植学会倫理指針、日本移植学会「生体腎移植実施までの手順」を遵守することとしています。